

多面的機能支払事業

<事業目的>

農業・農村の持つ多面的機能（国土保全、水源かん養、景観形成等）の維持・発揮、地域の絆の再生のため、多面的機能を支える共同活動や地域資源の質的向上を図る共同活動を支援します。

<背景／課題>

- 農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有していますが、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行で集落機能が低下し、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が発生しつつあります。
- また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

<事業内容>

- ① 農地維持支払交付金
地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動（農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等）及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動（地域資源の保全管理に関する構想の策定）
- ② 資源向上支払交付金
地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動
 - 1) 共同活動
水路、農道等の施設の軽微な補修、農村環境保全活動（生態系保全、景観形成等）及び多面的機能の増進を図る活動（地域の創意工夫に基づく活動等）
 - 2) 施設の長寿命化
老朽化が進む農地周りや農業用排水路、農道等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動

<事業主体>

- ① 農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される活動組織
- ② ①の活動組織で構成される広域活動組織

<対象となる農用地（農地維持支払、資源向上支払（共同活動、施設の長寿命化））>

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

<負担割合>

国1/2、県1/4、市町村1/4

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

多面的機能支払事業の概要

事業の目的

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために、多面的機能を支える共同活動や地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する。

事業の仕組

①農地維持支払交付金

- (1) 農地法面の草刈り、水路の泥上げ
- (2) 農地を守るためにの検討会 等



水路の泥上げ

②資源向上支払（共同活動）交付金

- (1) 水路・農道等の軽微な補修
- (2) 農木環境保全活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

③資源向上支払（長寿命化）交付金

- (1) 老朽化した水路・農道等の補修・更新



農道のアスファルト舗装

【取組目標と取組実績】 (単位：ha)

地目	農振農用地 ※H30時点	取組目標面積 及び取組目標率	R2 多面実績面積 及び取組率
田	57,798	46,238 80%	42,958 74.3%
畑	33,568	13,427 40%	12,365 36.8%
草地	26,137	15,682 60%	14,026 53.7%
計	117,503	75,347 -	69,349 59.0%

【多面的機能支払事業取組面積のポイント】

多面的機能の維持・発揮のためにには取組面積の拡大が必要であること、熊本地震をはじめとする自然災害により被災した農地や農業用施設の“応急措置”、“軽微な補修”に対応できることをはじめとし、以下の4点を中心にお取組面積拡大を図る。

また、多面的機能支払により農地や農業用施設の維持活動が継続されることとは、農業生産にかかる重要な基礎的活動であり、「中山間地域等における持続可能な農村づくり」の下支えとなることから、本県、農振農用地に対し農地維持支払の田で8割、畑で4割、草地で6割の面積を力いっぱいすることを目標に取組みを進める。
《重点取組地区》

・「農地維持支払」の農振農用地における力、比率が50%以下の市町村への取組拡大

・畑（樹園地）、草地における取組拡大

・中山間地域等直接支払との重複取組による取組面積拡大

・事務負担軽減となる活動組織の広域化

【取組目標と取組実績】 (単位：ha)

地目	農振農用地 ※H30時点	取組目標面積 及び取組目標率	R2 多面実績面積 及び取組率
田	57,798	46,238 80%	42,958 74.3%
畑	33,568	13,427 40%	12,365 36.8%
草地	26,137	15,682 60%	14,026 53.7%
計	117,503	75,347 -	69,349 59.0%

【長寿命化の取り組み要件】

・工事1件あたりの費用は原則として200万円未満
・市町村が他の補助事業等を総合的に検討し策定する農業振興地域整備計画書等に記載がないものは、200万円以上の工事も実施可
・ただし、農業新興地域整備計画等に記載があるものは、本事業で実施する適否を、市町村と協議する必要あり

中山間地域等直接支払事業

<事業目的>

農業生産条件の不利な中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、協定に基づき農業生産活動等を行う中山間地域等に交付金を交付することにより、農業生産の維持と多面的機能の確保を図ります。

<背景／課題>

- ・ 中山間地域は、高齢化が進展する中で平地に比べ条件不利地域が多いことから、担い手の減少や耕作放棄の増加等により、多面的機能の低下や集落機能の衰退が懸念されています。このため、農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付します。
- ・ 5年間農地を維持できなかった場合の遡及返還要件が設けられていることから、高齢化や担い手不足に伴い、令和2年度（2020年度）から第5期対策へ移行することを機に取組面積がやや減少しました。

<事業内容>

直接支払交付金

中山間地域等の一団の農用地において、集落協定等を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、直接支払交付金を交付する。

<事業主体>

市町村

<負担割合>

国1/2、県1/4、市町村1/4（知事特認地域は、国1/3、県1/3、市町村1/3）

<採択要件>

1 対象地域

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）の指定地域及び知事が定める特認地域

2 対象農用地

- 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）

（3）小区画・不整形な田

（4）高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

3 対象者

集落協定又は個別協定に基づき5年間農業生産活動等を継続する農業者等

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

中山間地域等直接支払事業

中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を保するための交付金を農業者等に交付する事業

事業概要

【対象地域】

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、棚田地
域振興法等）指定地域及び知事が定める特認地域

【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う
農業者等

【交付単価】

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)	交付単価 (円/10a)		
			地 目	急傾斜(15°以上)	緩傾斜(8°以上)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000		10,500	
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		3,000	
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		1,500	
	緩傾斜(8°以上)	3,500		1,000	
			採草放牧地	緩傾斜(8°以上)	300

※平地とのコスト差に相当する上記単価を支払う場合に、国が1/2（県特認
基準地域は1/3）交付

- 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取り決めとなる協定
を締結し、それにしたがつて行われる農業生産活動等を支援するため、
協定の面積規模に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動
(耕作放棄の発生防止、法面保護・改修、水路・農道等の管理、景観作物の作付け等)
- ② 体制整備のための前向きな取組み
(集落戦略の作成。集落参加者は、協定参加者で農地や集落の将来像を話し合い、取りまとめたもの。)
※②を実施しない場合には交付単価は8割

主なポイント（R4）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上の)保全ビ地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	■急傾斜農地(*1) 10,000円(田、畑) ■超急傾斜農地(*2) 14,000円(田、畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地(*2)の保全や有効活用を支援	6,000円(田、畑)
集落協定広域化加算 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	【上限額：200万円/年】
集落機能強化加算 新たな人材の確保、當農以外の組織との連携体制の構築等の取組み を支援	【上限額：200万円/年】 3,000円 (地目に限らず)
生産性向上加算	【上限額：200万円/年】

農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組みを支援
(*1)田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地
(*2)田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

【交付金の全額廻り返還の緩和（R2～）】

- ◎ 5年間の協定期間に農業生産活動等が継続困難となつた場合、これまでには「協定農用地全体について全額廻り返還」することとなつて
いたが、「その農地に限つての一部返還」に緩和
- ◎ 協定参加者の病気・高齢、自然災害などのやむを得ない事由がある
場合には、返還が免除

未来につなぐふるさと応援事業

<事業目的>

中山間地域や棚田地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能を良好に発揮することを目的に、地域住民による農地や土地改良施設等の利活用や、それらを維持保全する活動を支援することで、中山間地域や棚田地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- 中山間地域における農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、自然・文化資源としての役割を果たすなどの多面的機能を有しています。
- これらの多面的機能を良好に発揮するためには、保全・利活用に係る地域住民の共同活動の活性化が必要です。

<事業内容>

補助事業名	補助対象の取組み	事業主体	対象地域	補助金額
1 指導員等活動支援事業	ふるさと・水と土指導員等による「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動」に関する取組み	熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等	・中山間地域 ・棚田地域	定額 上限 500 千円
2 棚田 PR 事業	棚田地域の農地等の保全に対する都市住民の意識向上及び保全活動の必要性等の普及・啓発に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	棚田地域	定額 上限 500 千円
3 農〇連携事業	農業と教育や健康づくり等が連携した「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動、子ども向け体験交流活動」に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	・中山間地域 ・棚田地域	定額 上限 500 千円
4 棚田地域保全活動支援事業	棚田地域における保全技術の伝承、景観維持等の保全活動の展開に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	棚田地域	定額 上限 500 千円
5 地下水かん養機能等保全活動事業	中山間地域における地下水かん養機能等を良好に発揮することを目的とした取組み	土地改良区等	中山間地域	定額 上限 1,000 千円

【お問い合わせ先：1、2、4：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378
3、5：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

令和4年度未来につなぐふるさと応援事業(40,000千円)

財源(基金:国1/3、県2/3)

ふるさとづくりの活動支援

- 1 地域活動を先導する人材の育成・支援
 - (1) ふるさと水と土指導員の認定、全国研修会の参加
 - (2) 指導員等活動支援事業(補助)
8地区×500千円/件 4,000千円
- 2 地域活性化に向けた住民活動の支援
 - (1) 地下水かん養機能等保全活動の支援(補助)
4地区×1,000千円/件 4,000千円
 - (2) 指導員等活動支援事業(補助)【再掲】
8地区×500千円/件 4,000千円
- 3 ホームページによる広報
ふるさと応援ねっと(委託) 660千円

地域資源を活用した多分野との連携

- 4 多分野と連携した農業農村を応援する取組
 - (1) 農と観光の連携(委託) 6,050千円
 - (2) 農〇連携(補助)
18地区×500千円/件 9,000千円

棚田の振興

- 5 熊本が誇る美しい棚田の保全
 - (1) 棚田を活用したイベント(補助)
8地区×500千円/件 4,000千円
 - 新 (2) 棚田地域保全活動(補助)
4地区×500千円/件 2,000千円
 - 新 (3) 棚田地域支援の広報(委託) 3,000千円
 - 新 (4) 「つなぐ棚田遺産」認定棚田の広報(委託)
1,140千円
 - (5) 棚田カード 1,000千円
 - (6) 指導員活動支援事業(補助)
5地区×500千円/件 2,500千円
 - (7) 農〇連携(補助)
2地区×500千円/件 1,000千円

事務費

- 6 事務費 1,600千円

農地保全・普及啓発・都市農村交流による小さな経済活動

多面的機能を有する中山間地域の農地・農村を未来に引き継ぐ



<ダンダン>
未来につなぐふるさと応援事業キャラクター

集落サポートプロジェクト事業

<事業目的>

過疎集落等を対象に、住み慣れた地域に住み続けることができるようするため、日常生活支援など、集落の維持・活性化に資する取組みを支援します。

<背景／課題>

過疎地域等の条件不利地域においては、人口減少や高齢化が進み、農林水産業の衰退、耕作放棄地の増加、地域商店の閉鎖による生活必需品の買物困難の発生、身近な生活交通の不足、地域医療体制の弱体化など、地域を取り巻く環境は厳しさを増しています。

そのような状況の中、持続可能な地域を構築していくためには、集落において、買い物や生活交通の支援など、安心してそこに暮らし、住み続けられる仕組みづくりを行う必要があります。

<事業内容>

過疎集落等を対象に、市町村が地域の実情に応じてモデル的に取組む日常生活支援など、集落の維持・活性化に資する事業への助成。

<事業主体>

市町村

<補助率>

10／10（上限額：5,000千円）

<採択要件>

1 対象地域

- (1) 過疎地域の市町村
- (2) 振興山村地域を含む市町村（振興山村地域を含む地域において実施されるもの）
- (3) 半島振興対策実施地域を含む市町村（半島振興対策実施地域を含む地域において実施されるもの）
- (4) 特定農山村地域を含む市町村（特定農山村地域を含む地域において実施されるもの）
- (5) これらに準ずる地域を含む市町村（これらに準ずる地域において実施されるもの）

2 対象事業

日常生活支援など集落の維持・活性化に資する事業

- （例） ○移動販売や宅配、買い物バス、ミニ店舗開設等「買い物支援」
- コミュニティバスや自家用有償旅客運送等「生活交通の維持・確保」
- ＩＣＴを活用した新たな取組み など

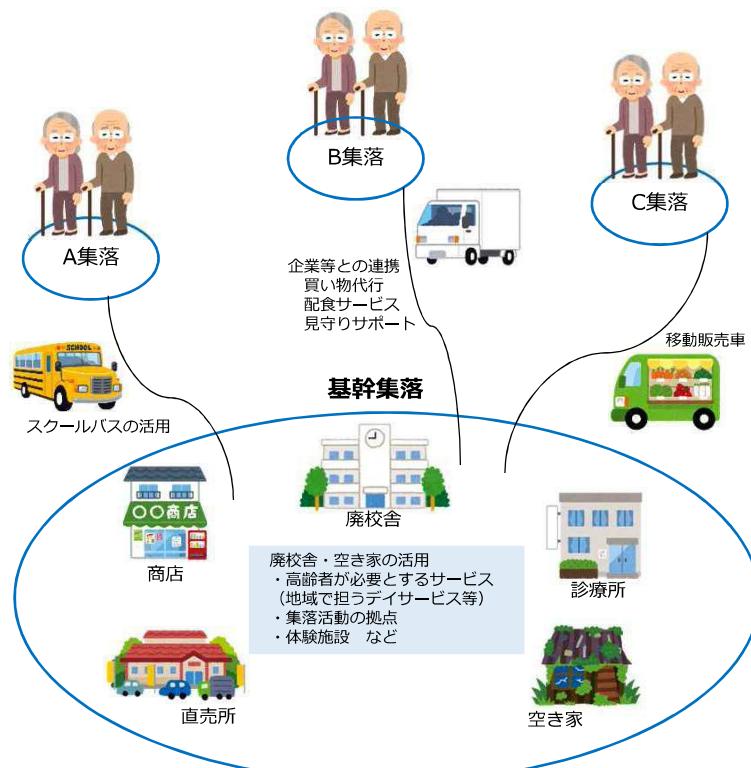
【お問い合わせ先：地域振興課 県北・天草班 096-333-2137】

集落サポートプロジェクト事業

事業の目的・概要

過疎集落等を対象に、住み慣れた地域に住み続けることができるようにするため、日常生活支援など、集落の維持・活性化に資する取組みを支援する。

取組みイメージ



施策の内容

過疎集落等を対象に、市町村が地域の実情に応じてモデル的に取り組む日常生活支援など、集落の維持・活性化に資する事業への助成。

※ICTやAIなどの先進技術を取り入れた取組みも積極的に支援

事業主体	市町村
補 助 率	10/10
上 限 額	5,000千円
対象事業	日常生活支援など集落の維持・活性化に資する事業

- 例) ○ 移動販売や宅配、買い物バス、ミニ店舗開設等「買い物支援」
○ コミュニティバスや自家用有償旅客運送等「生活交通の維持・確保」
○ ICTを活用した新たな取組み など

想定区域	旧小学校校区
R4予算	10,000千円 (2市町村程度想定)
R3実績	2市町 (八代市、上天草市)

地域づくり夢チャレンジ推進事業

<事業目的>

地域の活性化及び令和2年7月豪雨からの復旧・復興を目指し、市町村や地域団体等の自主的な地域づくりを後押しするため、人口減少対策、起業、交流拡大等に資する取組みへの総合的な支援を行います。

<背景／課題>

各地域においては、地域の特性や地域資源を活かして、地域の課題解決のために、新たな地域づくりや令和2年7月豪雨からの復興に向けた取組みを進めていくことが大切です。

<事業内容>

(1) 人口減少対策（地域づくり人材の育成）

- ・ 若者や地域おこし協力隊など地域づくりの担い手となる人材の掘り起こしや育成等を目的として行う取組み

(2) 地域の宝さがし

- ・ 地域づくりを推進し、地域の活性化を図るため、地域にある資源を洗い出し、地域内外へ情報発信等を行う地域づくりの取組み

(3) 起業の誘発

- ・ 地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組むコミュニティ・ビジネス等の開始又は規模拡大等、起業に向けた取組み

(4) 交流の促進

- ・ 地域の資源や特性を磨き上げ、それらを生かして県内外からの交流人口の拡大を促進する取組み

<事業主体>

市町村、地域団体等

<補助率>

1／2～3／4

<採択要件>

次の要件を満たす事業であること。

- (1) 国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。
- (2) 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと（ただし、高度な専門性が必要である等の合理的な理由がある場合を除く）。
- (3) 備品等の取得のみを目的とする事業でないこと。
- (4) 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること。
- (5) 個人への金銭的給付を行うものでないこと。
- (6) 地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。

【お問い合わせ先：地域振興課 プロジェクト・調整班 096-333-2135】

地域づくり夢チャレンジ 推進事業

趣旨

どの地域にあっても夢を持ち、誇りに満ちた暮らしが送れるよう、地域の資源や個性を最大限に活かしたくまもとづくりを進める。

R4予算額：180百万円の一部

【支援対象】
市町村、地域団体等

7つの分野に支援	1 人口減少対策 (地域づくり人材の育成)	地域課題の解決に向けて、若者や地域おこし協力隊など地域づくりの担い手となる人材の掘り起こしや育成等を目的として行う取組み
	2 地域の宝さがし	地域の活性化を図るため、地域にある資源を洗い出し、地域内外へ情報発信等を行う地域づくりの取組み
	3 起業の誘発	地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組むコミュニティ・ビジネス等の開始又は規模拡大等、起業に向けた取組み
	4 交流の促進	地域の資源や特性を磨き上げ、それらを生かして県内外からの交流人口の拡大を促進する取組み
	5 豪雨枠	令和2年7月豪雨からの復興に向けて、被災地域における交流人口減少に歯止めをかけるため、自然・食・文化等の地域資源を活かしたPRイベントの開催や地域の魅力発信などの取組み
	6 その他の取組み	上記以外の地域づくりの取組みのうち、地域の特性や優位性を生かした先進的かつモデル的な取組み

補助対象事業例

○人口減少対策(地域づくり人材の育成)

- ・学生を対象とした地域の活性化や地域課題の解決に向けたオンラインワークショップを開催する取組みなど

○地域の宝さがし

- ・地域資源(食べ物、自然、体験など)を洗い出し、年間暦をポスターとしてまとめて、地域内外へ情報発信する取組み など

○起業の誘発

- ・規格外野菜を活用して農家や加工者の収入増につなげる加工販売の立上げに向けた試作品づくりなど

○交流の促進

- ・地域独自の資源や特性を生かしたツーリズムのモデルコースづくり
- ・地域の食や文化等の他地域への情報発信、誘客に伴う地域独自のおもてなしの取組み など

○豪雨枠

- ・令和2年7月豪雨による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけるため、地域資源を活かしたツーリズムのモデルコースづくりや誘客に伴う地域独自のおもてなしの取組み など

特定地域づくり事業推進交付金事業

<事業目的>

マルチワークの仕組みを活かして、地域に安定的な雇用環境を生み出すことで地域社会の維持と地域経済の活性化につなげます。

<背景／課題>

地域人口の急減に直面している地域においては、事業者単位で見ると年間を通じた仕事量が少なく、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができていないといった状況があり、人口流出の要因になっています。

<事業内容>

地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせることで、年間を通じた仕事を創出し、地域事業者が協同して職員を通年で雇用したうえで、それぞれの地域事業者に派遣するための仕組み（特定地域づくり事業協同組合制度※）の認定を受けた組合に補助金を交付します。

※「特定地域づくり事業協同組合制度」とは、

- ①地域人口の急減に直面している地域において、
 - ②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
 - ③特定地域づくり事業（マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者に派遣）に係る労働者派遣事業等）を行う場合について、
 - ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
 - ⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、
 - ⑥組合運営費について財政支援をうけることができるようとする
- というものです。

<事業実施主体>

特定地域づくり事業協同組合

<補助率>

1/2 市町村（国交付金 1/4、特別交付税 1/8、市町村 1/8）

1/2 利用料金収入

<採択要件>

特定地域づくり事業協同組合制度の認定を受けた事業協同組合

【お問い合わせ先：地域振興課 県北・天草班 096-333-2137】

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減にに対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合せて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断

※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組員

農 業 者	漁 業 者	機 械 製 造 業 者	食 品 加 工 業 者	運 送 業 者	介 護 業 者	飲 食 ・ 宿 泊 業 者
業 者	業 者	業 者	業 者	業 者	業 者	業 者



特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

認定

都道府県

がまだす里モン支援事業

<事業目的>

「くまもと里モンプロジェクト推進事業（H25～H31 年度）」により、県内各地に様々な地域活動の芽吹き、成果が生まれました。これらの成果を踏まえ、農村コミュニティの機能強化を図り、地域活動を持続できる体制づくりを目指す住民主体の取組みを支援する市町村への補助を通じて、県内農村地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- ・ 「くまもと里モンプロジェクト推進事業（H25～H31 年度）」により、様々な地域活動が芽吹きました。地域の活性化を図るためにには、これらの活動を継続・発展することが重要です。
- ・ 人口減少が進む中山間地域等においては、地域活動の担い手となる人材の確保や活動資金の捻出等が課題となっています。

<事業内容>

下記の 3 つのテーマに関する取組みを補助します。

- (1) 人材育成、確保のための取組み
- (2) 活動資金確保のための取組み
- (3) 活動の発展性を高めるための取組み

<補助事業者等>

補助事業者：市町村

事業実施主体：市町村、任意の活動団体、NPO 法人、各種団体等

<補助率>

県 1/2、市町村 1/2（1 事業実施主体当たりの補助上限額 500 千円）

<採択要件>

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 地域住民が自ら行う活動であること（地域住民以外のものが取り組む場合は、地域住民と連携した活動であること）。
- (2) 原則として国又は県から他の補助金等を受けない事業であること。
- (3) 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要などの合理的な理由がある場合はこの限りでない。
- (4) 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられており、一過性のものでないこと。
- (5) 地域課題や住民ニーズに対応し、地域への波及効果が見込めること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

がまだす里モン支援事業

農山漁村地域の活性化を図るため、地域活動を継続できる体制づくりを目指す県内各地域の住民主体の取組みを支援する市町村を補助します。

補助対象メニュー

<里モンプロジェクト推進事業> (H25~31)



地域活動団体等への直接的な“芽吹きの支援”

- 1 人材育成、確保のための取組み
 - (1) コミュニティの支援
 - ・ 集落コミュニティの維持、強化に資する活動
 - (2) 移住、定住の促進
 - ・ UIJターン等による移住・定住の促進に資する活動
 - (3) 担い手育成
 - ・ 地域活動の担い手育成に資する活動
- 2 活動資金確保のための取組み
 - (1) 特產品等の開発
 - ・ 特產品等の開発や必要な体制作りのための準備活動
 - (2) 特產品等の販路開拓、拡大
 - ・ 特產品等の販路開拓、拡大のための活動
 - (3) 農林水産業と異分野の連携によるビジネスの創出
 - ・ 異分野と連携した新たなビジネスの創造、展開のための活動
- 3 活動の発展性を高めるための取組み
 - (1) 人的ネットワークの構築
 - ・ 異分野、異業種等の人的ネットワークの構築に資する活動
 - (2) 情報発信
 - ・ 活動内容や地域の魅力等を地域内外に発信するための活動

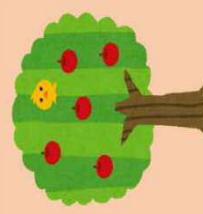
<がまだす里モン支援事業> (R2~)



①活動へのバックアップ体制を強化
②地域の特性を生かしたビジネスの創出等を支援し、自主財源や人材を確保する流れを作る。
継続性、発展性の向上を図る。

<目指す姿>

○地域活動の担い手となる人材及び活動資金の継続的な確保
○活動への継続的な支援体制の構築



地域に根付いた持続可能な地域活動へ

中山間農業モデル地区強化事業

＜事業目的＞

中山間地域の中でも特に条件の厳しい地域において、そこに住む地元住民自らが地域の将来について話し合いを行いながら、地域の農業ビジョンをつくり、その実現に向けて必要な取組みに対して支援します。

＜背景／課題＞

- ・ 中山間地域の中でも特に条件が不利な地域においては、農地が狭小なことに加え、担い手不足や高齢化等で生産意欲が低下しています。
- ・ 地域に人が住み続け、集落コミュニティが持続していくためには、一定の収入が確保されていることが必要ですが、厳しい条件の中でそれを個人の取組みだけで実現することは困難です。
- ・ こうした状況を改善するためには、地域ぐるみで話し合いを行い、役割分担や作業の共同化、集落活動の再構築等に向けたビジョンをつくり、その実現に向けた支援が必要になります。

＜事業内容＞

① 中山間農業モデル地区強化

平成29年度～令和元年度に市町村の推薦により設定した「中山間農業モデル地区」が行う、ビジョン推進に係る活動経費の支援に加え、高単価作物導入のための基盤整備、新規作物導入のための生産施設導入、既存の補助事業の地元負担に対する上乗せ助成等を通じて地域の底上げを図ります。

② 元気な中山間農業づくり

「中山間農業モデル地区」の取組みを参考に新たに取組む集落ぐるみの所得確保を目指す活動に対する支援を行います。

＜補助率＞

定額、地元負担額の1/10等

＜事業主体＞

①市町村、地域協議会、集落、農業団体等 ②市町村、地域協議会

＜採択要件＞

- ① 中山間農業モデル地区（32地区）
- ② 地域振興立法6法（特定農山村、山村、過疎、半島、離島、棚田）の指定地域を対象とした取組みであって、当該地域において地域別農業振興計画を策定していること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

熊本県中山間農業モデル地区強化事業【①中山間農業モデル地区強化】

必要性

- 中山間地域の急傾斜地においては、生産基盤の条件が特に悪く、スケールメリットを活かした競争力強化が困難です。
- 中山間地域の高齢化による担い手の減少が深刻な問題となっています。
- これらの課題を解決するため、本事業は地域自らが策定したモデル地区農業ビジョンに基づき、基盤整備や施設整備等を実施する地域を総合的に支援します。

事業実施期間

- 21,000千円／1地区を上限。
- 32地区をモデル地区として事業を展開します。

対象地域

平成29年度～令和元年度に市町村の推薦により設定した「中山間農業モデル地区」の32地区

モデル地区の設定

- 対象地域の中から平成29年度～令和元年度までに、市町村の推薦を受け、県が設定した1集落若しくは数集落を範囲とする地区

モデル地区農業ビジョンの策定

- ①成果目標を設定することとし、目標年度はビジョン策定から5年目とする。
- ②モデル地区は作成したビジョンを市町村へ提出し承認を受ける。
- ③市町村はビジョンの承認にあたり、あらかじめ地域のプロジェクトチームに協議するものとする。

事業メニュー・補助率(定額助成) 【別表1】

①モデル地区農業ビジョン作成

ビジョン推進支援

- ・複数集落の場合50万円／地区
- ・単独集落の場合30万円／地区

※ビジョンを推進するために必要な特産品開発、経営・販売戦略等の調査、担い手の雇用を促進するための助成など。



②基盤整備

事業種類	主傾斜区分 水田1/20以上	主傾斜区分 水田1/100以上	主傾斜区分 畠15度以上	主傾斜区分 畠8度以上
(1)区画拡大	50万円/10a	20万円/10a	35万円/10a	14万円/10a
(2)石積補修	2.5万円/m ²	—	2.5万円/m ²	—
(3)暗渠排水	15万円/10a	15万円/10a	7.5万円/10a	7.5万円/10a
(4)湧水処理	15万円/100m	15万円/100m	15万円/100m	15万円/100m
(5)客土	11.5万円/10a	11.5万円/10a	11.5万円/10a	11.5万円/10a
(6)耕作道路整備	25万円/100m	25万円/100m	25万円/100m	25万円/100m
(7)除礫	20万円/10a	20万円/10a	20万円/10a	20万円/10a
(8)用水路更新	9.5万円/10m	9.5万円/10m	9.5万円/10m	9.5万円/10m
(9)排水路更新	14.5万円/10m	14.5万円/10m	14.5万円/10m	14.5万円/10m
(10)土壤改良	5万円/10a	5万円/10a	5万円/10a	5万円/10a



③施設整備等

事業種類	事業内容	助成単価
(1)栽培施設(簡易ハウス等) の設置	高単価作物を導入するにあたり、導入展示栽培等にハウスが必要な場合の助成	1,500千円 以内/10a
(2)施設・機械の整備	他の補助事業の要件を満たさない施設や機械が必要な場合の助成	2,000千円以内
(3)農観連携に関する整備	他の補助事業の要件を満たさない農林漁業・農村体験施設等の整備や特産品開発に必要な施設等の助成	2,000千円以内
(4)関連事業の助成	関連事業一覧の助成対象事業の地元または事業実施主体負担分(補助残)がある場合の助成	地元または事業実施主体負担分の10%



②元気な中山間農業づくりについては、P.97農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)の<事業内容>(2)を参照。

スーパー中山間地域創生事業

<事業目的>

農林水産業の柱を持ち、若者の受入れや新たな経済循環等の取組みによって、活力あふれる持続可能な地域を「スーパー中山間地域」として創生し、県内中山間地域の「広告塔」として魅力を発信するため、地域・市町村・県が一体となって、地域が描く将来像の実現に向けた各種取組みを支援します。

<背景／課題>

農山漁村、特に中山間地域では、少子高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行する一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、都市に住む若者を中心に、「田園回帰」の動きが近年、全国的に広がっています。

この田園回帰の潮流を全国に先駆けて本県中山間地域へ誘導し、持続可能な中山間地域を創り出すためには、農林水産業の柱を持ち、若者の受入れや新たな経済循環等の取組みによって活力あふれ持続可能な「スーパー中山間地域」の創生と県内中山間地域の魅力を発信し、移住定住や関係人口の増加へと繋げることが急務となっています。

<事業内容>

スーパー中山間地域の創生のため、県・市町村・地域協議会等が一体となって取り組み、令和3年度に策定された「地域戦略」の実現を支援するとともに、県内の中山間地域の「広告塔」として地域の魅力を発信する。

- ① 高収益作物の導入等 ②テストマーケティング等の地域戦略の実現に向けた取組みを支援

<補助率> ①国：定額（10／10） ②県：2／3以内

<事業実施主体> 市町村、地域協議会等

<対象地域>

山鹿市菊鹿地域、高森町野尻地域、南阿蘇村地域

(※令和3年度において、候補地域として公募により県が選定した地域)

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

令和4年度スーパー中山間地域創生事業

予算額49百万円

- 中山間地域は都市部に先行して人口減少や高齢化が進展するものの、田園回帰の潮流から人の流れが期待される
- 農林水産業の柱を持ち、若者の受入れや新たな経済循環等の取組みによって、活力あふれる持続可能となつた『スーパー中山間地域』を創生し、県内中山間地域の「広告塔」として魅力を発信することで、関係人口や移住・定住の拡大へとつなげる

<現状・課題>

- 農林水産業を柱とした地方創生の実現には、新たな経済循環が必要である
- 令和3年度から『スーパー中山間地域創生事業』に着手し、山鹿市菊鹿地域、高森町野尻地域、南阿蘇村地域を候補として選定
- 令和3年度は地域の現状や目標等を具体化した「地域戦略」を各地域ごとに策定
- 熊本への人の流れの加速化には、「地域戦略」の早期実現と、移住定住等の地域づくりや観光分野の視点からの支援が必要

<事業概要>

- スーパー中山間地域の創生のため、県・市町村・地域協議会等が「一体となって取り組み、各地域が策定した「地域戦略」の実現を加速化させるとともに、県内の中山間地域の「広告塔」として、情報発信する。

内容	①高収益作物の導入等への支援 ②①を除く地域戦略実現への支援	3 地域の取組みを情報発信
負担割合	①国 (10/10) ②県 (2/3以内)	—
事業主体	市町村、地域協議会等	県

<イメージ図>

1 山鹿市菊鹿地域

- 「山鹿和栗」のブランド化（生産拡大・加工品開発等）
- 「菊鹿ワイナリー」を活用した交流体験商品づくり



2 高森町野尻地域

- 新たな経済循環を生み出すドライフラワーの事業化（ドライフラワーの商品化・販売促進）
- ドライフラワー展示と交流のための体制づくり

3 南阿蘇村地域

- 「風景をつくるごはん」体制構築（村内レストラン等へ農産物を配達する仕組み）
- 農業みらい公社を核に「農村の景観」を守る取組み（遊休農地での耕作、新規就農者の独立支援）



<情報発信> ○全国が憧れる農村の発信（從来メディアやSNSで情報発信・話題づくり）
全国へ発信！

<イメージ図>

4 令和4年度中山間地域創生事業

- 中山間地域は都市部に先行して人口減少や高齢化が進展するものの、田園回帰の潮流から人の流れが期待される
- 農林水産業の柱を持つ、若者の受入れや新たな経済循環等の取組みによって、活力あふれる持続可能となつた『スーパー中山間地域』を創生し、県内中山間地域の「広告塔」として魅力を発信することで、関係人口や移住・定住の拡大へとつなげる



農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

＜事業目的＞

中山間地域の特色をいかした地域の所得向上に向けた取組みや地域活性化のモデル的な取組み等を支援します。

＜背景／課題＞

食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性とともに、鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれていますが、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域でもあります。

＜事業内容＞

（1）中山間地農業ルネッサンス推進事業

地域住民を対象とした地域づくり等の研修会・検討会等の開催、所得向上や担い手の定着に向けた活動、地域の所得向上に向けた体制整備等への取組、説明会・懇談会の開催

（2）元気な地域創出モデル事業

高収益作物の生産・導入・販売、高付加価値化・販売力強化、棚田地域の保全・振興、複合経営・半農半Xの実践

（3）地域レジリエンス強化事業

自然災害等不測の事態が生じた際に食料の安定供給等を実現するための都市地域との連携協定の締結、協定に基づく取組み

（4）中山間地複合経営実践支援

中山間地域等での就農希望者等に対し、農産物、畜産、林業等を含めた多様な組み合わせによる複合経営に関する指導及び実践を支援、地域特性に応じた複合経営の横展開を図るための情報発信等

（5）農村型地域運営組織形成推進事業（農村RMO）

①農村型地域運営組織モデル形成支援

地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するため、調査、計画作成、実証に関する取組を支援

②農村型地域運営組織形成伴走支援

効率的な農村型地域運営組織の形成及び都道府県単位の持続的な推進体制構築のための取組みを支援

＜事業実施主体＞

都道府県、市町村及び地域協議会等

＜補助率＞

（1）定額

（2）・（3）定額（上限 5,000 千円／事業主体）

（4）定額（上限は、農林水産省農振興局長が別に定める公募要領による。）

（5）①上限 10,000 千円／年

②上限は、農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領による。

<実施要件>

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 6法指定地域（特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、棚田）及び「農林統計に用いる地域区分」における中間（又は山間）農業地域等を対象とした取組みであること。
- (2) 市町村将来ビジョンに当該取組み内容が反映されていること。
- (3) 事業実施により得た成果は、取組み事例又は取組みに係る手順を示すマニュアルとして整理し、他地域への横展開を図るために活用すること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

[令和4年度予算概算決定額 9,752 (9,805) 百万円の内数]

<対策のポイント>

中山間地域において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を深化させる取組、地域の特性を生かした複合経営等の多様な農業の推進、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成等に対する支援を実施します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

○中山間地農業ルネッサンス推進支援

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援
中山間地域等の特色を活かした総意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援
収益力向上に向けた具体的な取組を後押しすることで、全国の取組の見本となる優良事例創出の加速化を推進します。（上限500万円/地区）

○元気な地域創出モデル支援

- ③ 地域レジリエンス強化支援
平常時から中山間地域と都市地域において持続的な関係を構築し、自然災害のような不測の事態が生じた際にも、都市地域の避難民受け入れといった災害時の円滑な避難対応等を実現するため、地域レジリエンス強化連携協定の締結、協定に基づく活動を支援します。（上限500万円/地区）

④ 中山間地複合経営実践支援

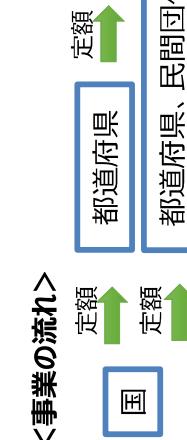
- 中山間地域において、地域外からの移住者等が取り組みやすい多品目の組み合わせにより、地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援

② 農村RMO伴走支援体制の構築

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容
※対象地域：8法指定地域等

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

○中山間地農業ルネッサンス推進支援



《農薬使用に関する研修会》



《棚田を望む東屋》



《薬用作物と林産物の複合経営》



《野菜と果樹の複合経営》

中山間地農業ルネッサンス推進事業



《新メニュー開発の講習会》



《専門家を招いたワークショップ》



《加工品の試作》



《薬用作物と林産物の複合経営》



《新メニュー開発の講習会》



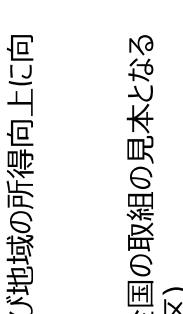
《専門家を招いたワークショップ》



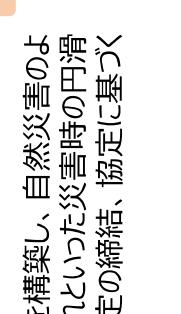
《加工品の試作》



《薬用作物と林産物の複合経営》



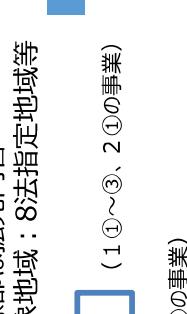
《新メニュー開発の講習会》



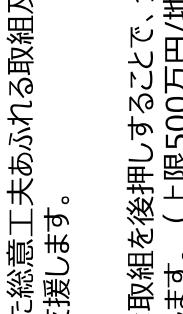
《専門家を招いたワークショップ》



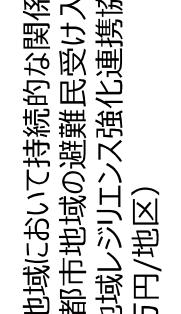
《加工品の試作》



《薬用作物と林産物の複合経営》



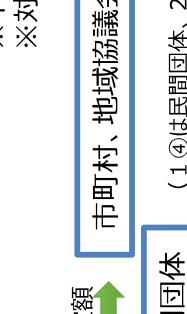
《新メニュー開発の講習会》



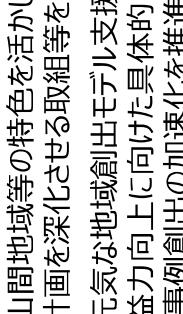
《専門家を招いたワークショップ》



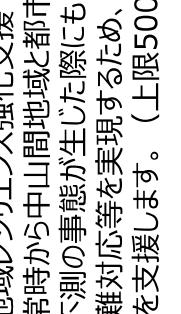
《加工品の試作》



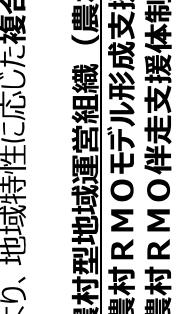
《薬用作物と林産物の複合経営》



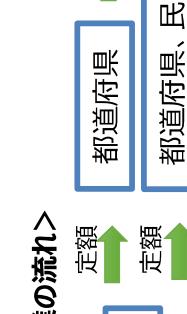
《新メニュー開発の講習会》



《専門家を招いたワークショップ》



《加工品の試作》



《薬用作物と林産物の複合経営》

中山間地域所得確保推進事業

<事業目的>

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援します。

<背景／課題>

中山間地域の農業は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っている一方で、自然的・経済的・社会的条件が不利な上に、平地と比べて高齢化や人口減少が進展しています。

<事業内容>

○中山間地域所得確保推進事業

次のアからエの取組み（いずれかを選択）を踏まえ、中山間所得確保計画を策定し、戦略的に生産から販売までを取り組むことで所得の増加を目指します。

- ア 国内市場、海外市場に関するマーケット調査
- イ 消費者に対する消費動向調査
- ウ 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析
- エ 高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討

<事業実施主体>

都道府県、市町村、地域協議会（構成員として市町村を含む）又は農業者団体等

<補助率>

定額（上限 5,000 千円／地区）

<実施要件>

- (1) 実施要綱第2の3の(2)に規定する所得確保計画の区域を対象に実施する。
- (2) 計画区域内の受益者数が農業者2者以上（可能な限り区域内の認定農業者を含めるよう努める）。
- (3) 事業区域内の市町村は構成員とならない区域内の認定農業者に対し、本事業で得られる知見・結果等が裨益されるよう情報の共有・周知を図る。
- (4) 実施主体が農業者団体等にあっては、事業実施区域の存する市町村の指導、助言を踏まえた上で事業実施計画を作成する。
- (5) 次のいずれかを所得確保計画の成果目標として設定する。
 - ①販売額の10%以上の増加
 - ②流通・加工コストの10%以上の削減

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

16 中山間地域所得確保対策 <一部公共>

<対策のポイント>

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフォードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。**

<事業目標>

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出「令和6年度まで」

<事業の内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援します。**計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めるものとします。

1. 中山間地域所得確保推進事業

100百万円

① マーケット調査 国内市場、海外市場に関する調査を実施します。

② 消費者動向調査 農産物、農産物加工品に関する動向調査を実施します。

③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析 地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況を調査・分析し、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフォードチェーン構築検討を実施します。

④ 生産・販売戦略の検討 これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を実施します。

⑤ 中山間地域所得確保計画の作成 販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいざれかの目標を設定します。

⑥ 計画の実践（販路拡大、スマートフォードチェーンの構築等）

<事業イメージ>

中山間地域所得確保推進事業 [1億円]

中山間地域の所得確保に向けた計画を作成に必要な取組を選択して実施
〔対象地域〕 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、農林統計上の中山間地域 等
豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等
〔実施主体〕 地方公共団体等 「補助率」 定額（最大500万円／地区）



マーケット調査、消費者動向調査 生産・加工・流通・販売分析 生産・販売戦略の検討

中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定 [196億円]

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分
○ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
○ 産地生産基盤（ワーアップ事業）
○ 農産物・畜産物収益力強化整備等特別対策事業（畜産・クラスター事業）
○ 鳥獣被害防止総合対策

19,600百万円

2. 関連事業による優先枠の設定

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)

指定棚田地域支援促進事業

(中山間地農業ルネッサンス推進事業)

<事業目的>

棚田地域振興法に基づく地域指定及び活動計画作成に向けた調査・体制づくりや、認定を受けた「指定棚田地域振興活動計画」に基づき実施する活動を支援することにより、本県の棚田の保全と棚田地域の振興を促進します。

<背景／課題>

- ・ 本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、良好な景観形成等の多くの役割を果たしていますが、一方で担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。
- ・ このような状況の中、貴重な国民的財産である棚田の保全と、棚田地域の持続的発展を目的として、令和元年6月に棚田地域振興法が制定されました。本県においても、同法の仕組みを活用し、「指定棚田地域」の指定及び「指定棚田地域振興活動計画」の認定を促進して、県内棚田の保全と棚田地域の振興を図っていく必要があります。

<事業内容>

1 調査・体制づくり

棚田等の現況調査や、指定棚田地域振興活動計画作成等に必要な協議会設置又は地域の話し合い等に係る経費の補助

2 指定棚田地域振興活動支援

- ・ 認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づき、協議会等が実施する棚田地域の保全や振興に係る経費の補助
- ・ 他地域へ横展開を図ることが出来るようなモデル的な取組みを支援

<事業主体>

市町村又は協議会

<基準額>

1地区当たり 5,000 千円以内

<補助率>

定額

<留意事項>

本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で行います。

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

指定棚田地域支援促進事業（中山間地農業ルネッサンス推進事業）

＜事業目的＞

本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成等の多面にわたる機能を有していますが、一方で担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。このような状況の中、令和元年6月に制定された棚田地域振興法の仕組みを活用し、県内棚田の保全と棚田地域の持続的発展を図るために、新たな地域指定や活動計画認定に向けた調査・体制づくりや、認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援します。

＜事業の内容＞

棚田地域振興法に基づく新たな地域指定や活動計画認定に向けて行う調査・体制づくりや、すでに認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づき実施する棚田地域の保全や振興に係る取組みを支援します。

項目	対象事業	実施主体	基準額	補助率
調査・体制づくり	・棚田地域振興法の手続きに必要な棚田等の現況調査(勾配・面積の調査等) ・指定棚田地域振興活動計画作成等に必要な協議会設置又は地域の話し合い等	市町村又は協議会	1地区当たり 5,000千円以内	定額
指定棚田地域振興活動支援	認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づき、協議会等が実施する棚田地域の保全や振興に係る取組み ※他地域へ横展開が図れるようなモデル的な取組みを支援	リート・棚田振興	リート・棚田振興	

＜棚田地域振興法とは＞

概要

貴重な国民的財産である棚田を保全するとともに、棚田を核とした地域振興を通じて、棚田を将来に継承していくための仕組みを整備した法律です。

支援措置

国の様々な棚田地域振興関連事業において、優先採択や要件緩和などのメリットを受けることができます。但し、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」の指定(事業によっては「指定棚田地域振興活動計画」の認定)を受けることが必要です。

流れ

①「指定棚田地域」の指定申請

②「指定棚田地域振興協議会」の設立

③「指定棚田地域振興活動計画」の策定、認定申請



※指定・認定基準や手続等
は、熊本県むらづくり課まで
お問い合わせください。
TEL:096-333-2378

※本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で実施します。

※中山間地農業ルネッサンス事業は、棚田地域振興関連事業の一つです。

鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

(うち鳥獣被害防止対策関係)

<事業目的>

「えづけSTOP！対策」を合言葉に、鳥獣のエサやひそみ場を農地や集落から無くすことで鳥獣を寄せつけない地域づくりをする取組みを県内に普及します。また、集落や住民組織が主体的に対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進することで、鳥獣による農作物被害の軽減及び農村地域の活性化を図ります。

<背景／課題>

- 本県の鳥獣による農作物被害額は、平成22年度を境に減少傾向であるが、令和元年度、令和2年度は被害金額が増額しており、依然として深刻化・広域化しています。特に中山間地では、農業活動への意欲減退等の一因となっています。
- 鳥獣による被害額を減少させるには、野生鳥獣へのえづけをやめること（えづけSTOP！対策）を意識した「地域ぐるみの鳥獣被害対策」に取り組むことが重要です。

<事業内容>

- えづけSTOP！鳥獣被害対策事業
「えづけSTOP！対策」を合言葉とした地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する協議会等への支援
先進地の視察、展示ほ場設置、雑木林・放任果樹・耕作放棄地の伐採及び改善等
- 鳥獣被害防止総合対策事業
市町村が作る「被害防止計画」に基づき地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進し、環境整備・被害防除・有害捕獲等の複数の対策を総合的に取り組む協議会等への支援
 - 鳥獣被害防止総合対策推進事業・・・推進会議、被害調査、環境整備、被害防除及び有害捕獲等のソフト対策への支援
 - 鳥獣被害防止総合対策整備事業・・・侵入防止柵、捕獲獣の焼却又は減容化施設の整備等のハード対策への支援

<事業主体及び補助率>

- 市町村、地域協議会及び協議会の構成員（県定額30万円/地区・60万円/地区）
- 市町村、地域協議会等（国1/2（55/100）以内、一部定額）

<採択要件>

- えづけSTOP！鳥獣被害対策事業
 - 被害防止計画（対象鳥獣を掲載しているもの）を作成し、受益戸数が3戸以上であること。
 - 「えづけSTOP！対策」を合言葉に地域ぐるみの鳥獣被害対策に取り組むこと。
- 鳥獣被害防止総合対策事業
 - 被害防止計画を作成し、環境整備、被害防除等の複数の対策の取組みが行われていること。
 - （2）については、受益戸数が3戸以上であり、かつ、施設の耐用年数が一定年数を超えること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業 (うちジビエ利活用加速化関係)

<事業目的>

野生鳥獣による農作物等被害の対策として、捕獲されたイノシシ、シカ等の肉(=ジビエ)の利活用を更に拡大するために、くまもとジビエコンソーシアムを核として、生産から流通までの課題に総合的に取組み、複合的な農家所得の確保と特産品の確立につなげます。

<背景／課題>

- 本県では、くまもとジビエコンソーシアムを核とした活動により、捕獲獣のジビエが「くまもとジビエ」として一般に普及しつつありますが、知名度はまだ高くありません。
- ジビエ肉を商品として流通させるためには、実需者のニーズへの対応が必要であり、衛生管理や安定供給、表示等への対応が必須です。
- 捕獲から処理、出荷までを効率的かつ効果的に実施できる体制の構築が急務となっています。

<事業内容>

- くまもとジビエ普及拡大支援事業(くまもとジビエコンソーシアム運営支援)
くまもとジビエコンソーシアムが実施するくまもとジビエブランド確立に向けた取組への支援(各種会議・研修会(衛生管理高度化、処理加工技術向上等)の開催、現地・事例調査、処理施設の個別指導 等)
- くまもとジビエビジネス化推進事業(鳥獣被害防止総合対策事業)
市町村がつくる「被害防止計画」に基づき、捕獲獣の利活用に関する取組みを行う地域協議会等への支援(各種研修会や商談会等への参加・開催、商品開発、国産ジビエ認証取得、ジビエOJT研修 等)
- ジビエ処理加工施設整備事業(鳥獣被害防止総合対策事業)
処理加工施設の新設や機器導入等の施設整備への支援

<事業主体及び補助率>

- くまもとジビエコンソーシアム(県定額※上限あり)
- 地域協議会(国定額※上限あり)
- 市町村、地域協議会等(国1/2(55/100)以内)

<採択要件>

- 2、3 鳥獣被害防止総合対策事業
- 被害防止計画を作成し、環境整備、被害防除等の複数の対策の取組みが行われていること。
 - 3については、受益戸数が3戸以上であり、かつ、施設の耐用年数が一定年数を超え、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和4年度予算概算決定額 12,056（12,050）百万円】
（このうち鳥獣被害対策推進枠 2,053（1,045）百万円）
（令和3年度補正予算額（所要額） 4,000百万円）

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエフル活用への取組等を支援します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約190万頭「令和5年度まで」）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t「令和7年度まで」）

<事業の内容>

鳥獣被害防止総合対策交付金 10,003（11,005）百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- 1 侵入防止柵、焼却施設、捕獲技術高度化施設等の整備
〔1/2以内、柵を直當施工する場合は定額支援〕

- 2 地域ぐるみの被害防止活動・捕獲等の強化

- ① 捕獲活動経費の直接支援〔農林水産省等に応じた上限単価以内での定額支援〕

- ② 都道府県が行う地域捕獲に係る調査、捕獲活動、人材育成等の支援
〔限度額内で定額支援〕

- ③ ICTを総動員した被害対策のモデル地区の整備〔限度額内で定額支援〕

- ④ 新規購入取得に係る支援〔1/2以内〕※対象は実施隊員等に限る

- ⑤ クマに対する地域ぐるみの総合的な対策の支援〔限度額内で定額支援〕

- 3 ジビエ活用の推進

- ① 处理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備〔1/2以内〕

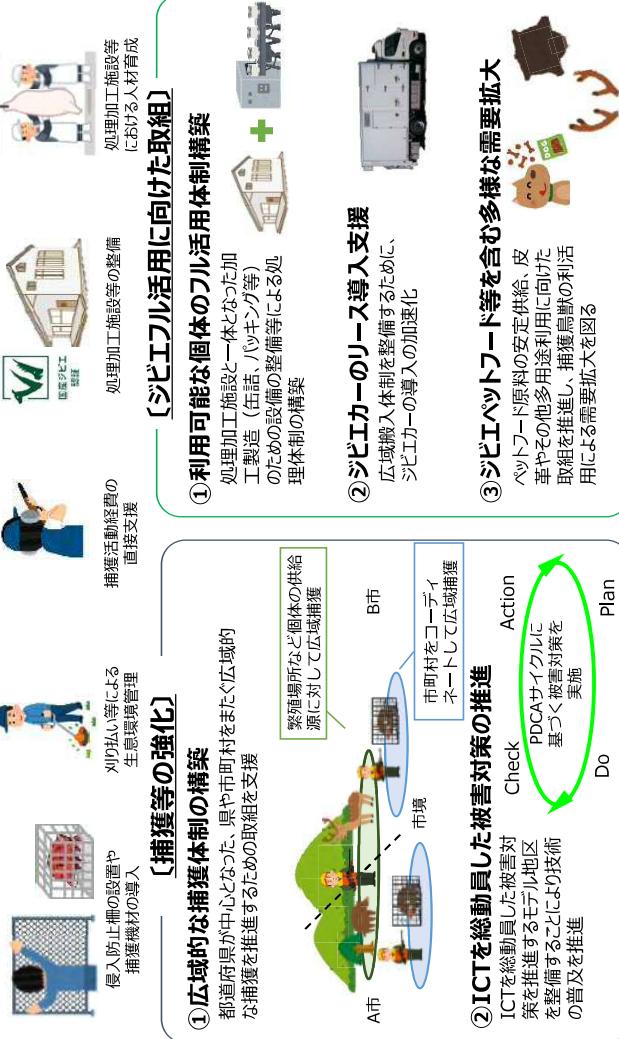
- ② 处理加工施設と一体となった加工製造設備の整備〔1/2以内〕

- ③ ジビエカーのリース導入支援〔1/2以内〕

- ④ ペットード等を含む多様な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援
〔定額支援〕

<事業イメージ>

総合的な鳥獣対策・ジビエ活用への支援

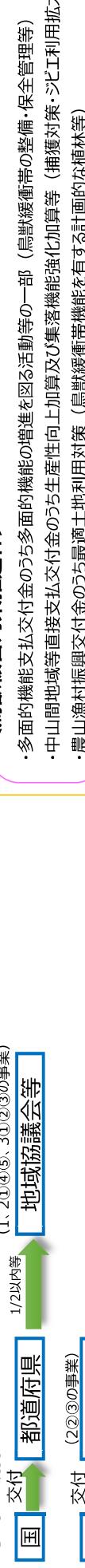


等

<鳥獣被害対策推進枠>

- ・多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部（鳥獣緩衝帯の整備・保全管理等）
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上加算及び健全化強化加算等（捕獲対策・ジビエ利用拡大等）
- ・農山漁村振興交付金のうち最適土地利用対策（鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な植林等）

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農山村振興局鳥獣対策・農村環境課、鳥獣対策室 (03-3591-4958)

